

2018年4月11日

生徒および保護者各位

明治学院東村山高等学校
校長 伊藤 節子

2018年度高等学校等就学支援金について（2・3年生）

東京都では、私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、国の法律に基づく全国一律の制度として、「高等学校等就学支援金」を学校に交付し、家庭の教育費負担を軽減しています。生徒および保護者におかれましては、別紙「平成30年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ～在校生用～」・「生徒・保護者のみなさまへ 平成30年度」の内容をご確認頂き、申請手続きを行っていただきたくお願い申し上げます。

<今後の流れ>

1. 下記リーフレットの内容をご理解ください。

「平成30年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ～在校生用～」
※保護者の収入状況は、「課税証明書」により確認してください。

継続予定者へ（封筒のラベルに継続予定と印字されている方）

昨年度（7～3月分）の支給を受けている方は、今年度4～6月分の受給が自動的に決定していますので、申請書類（A 受給資格認定申請書I）の提出は不要です。
今年度7～3月分の申請は、6月以降に改めて行って頂く必要があります。（後日書類配布します。）

2. 新規申込をされる生徒（差止者・消滅者含む）は、下記書類を提出してください。

提出書類 「A 受給資格認定申請書I」

提出期限 2018年4月14日（土）までに事務室へ

配付した際の封筒を使用して事務室までご提出ください。
封筒に7桁の学籍番号が記載されていますので、記入の際利用してください。

2・3年生で初めて就学支援金の受給を希望する方は、～新入生用～リーフレット（継続予定者以外に同封）をご確認ください。

<お願い>

保護者の収入状況は、課税証明書の区市町村民税所得割額等で確認されますので、現時点で微妙な方および、申請自体を迷っている方も、上記2「A 受給資格認定申請書I」を期限までに提出するようにしてください。申請書の提出日によって受給できない月が生じる場合があります。

<就学支援金についての問い合わせ先>

明治学院東村山高等学校 事務室 担当：麓^{ふもと}・吉沢 042-391-2142